

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和5年度 垂水妙法寺線(禪昌寺工区)整備事業(榎原地区)用地確定測量業務	2023年11月15日	士地家屋調査士 原 泰宏	1,791,900	本件業務は、垂水妙法寺線(禪昌寺工区)整備事業(榎原地区)の買収予定地の用地確定測量のため、登記簿や公図、測量図等の資料の収集・解析などの土地調査業務及び調査報告書、境界確定図面等の作成、また、地権者への説明、立会い、境界同意(調印)及び関係機関との調整等を委託するものである。 また、本件業務は、令和3年及び5年度に行った地図訂正業務に引き続いて実施するものであり、用地確定に向けた境界調査や地権者との協議など前業務と密接に関係している。当該委託先は、この地図訂正業務において、すでに当該地の土地(境界)調査や対象地権者との立会い、協議等を行い信頼関係も構築されていることから、引き続き実施させることで、期間の短縮、経費の削減が確保できるなど有利と認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)	事業用地課 (TEL078-595-6022)
神戸市河川モニタリングカメラシステムカメラ交換及びシステム設定等業務	2024年2月8日	アークシステム㈱	2,198,900	河川モニタリングカメラシステムとは、市内30箇所(箇所)に設置した河川カメラの画像データを編集し、ホームページ上に動画で提供するシステムである。 このシステムは、競争見積あわせによる業者選定の結果、平成26年9月10日付でアークシステム(株)(その他)が受託のうえシステムを構築したものであり、その後の運営管理について当該業者が継続して行っている。なお、システムの運営管理については、長期継続契約(契約期間R3.4.1~R6.3.31)により当該業者が実施している。 本業務は、このシステムに欠かせない現地のカメラのうち劣化が激しい等交換が必要な箇所のカメラや遠隔監視装置といった機器の交換等を行ったうえで、それらの機器から必要な情報がシステムの専用サーバーに送られるよう通信面での設定を行い、必要な調整やテストを行う業務である。この業務は、当該業者が開発したシステムと不可分の業務であり、既設システムの専門的な高いノウハウや技術を有する当該業者でなければ履行することができない。 なお、当該業者は神戸市内に本社・支店を置いていないが、当該業者以外による履行はできない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局河川課 (TEL078-322-6587)
水位計データロガー更新作業(1台)及び水防情報システム通信動作確認等業務	2024年2月15日	一般財団法人日本気象協会 関西支社	1,199,000	当該水位計は神戸市水防情報システム(FISCO)の中で水位情報を表示・記録するものであり、水防情報システム(FISCO)と通信を行っている。 本業務は水位観測施設の構成機器であるデータロガーを新規購入品に交換し、交換した機器について、水位データ収集や水防情報システム(FISCO)との通信が正常に動作するように設置するものである。 本業務の履行にあたり、全体的に防災に関する情報を発信する水防情報システム(FISCO)の運用に支障をきたさないようにする必要がある。具体的には、当該水位観測装置の電源を一旦切断してデータロガーの交換を行い、そのデータロガーが適正にデータ収集できるように設定し、電源接続後は当該水位計と水防情報システム(FISCO)の通信状況を確認する必要がある。 そのため、神戸市水防情報システム(FISCO)を開発し、現在運営管理を行っている(一財)日本気象協会のみが適正に行うことが出来る。 なお、当該業者は神戸市内に本社・支店を置いていないが、当該業者以外による履行はできない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局河川課 (TEL078-322-6587)
神戸新交通三宮駅美装化検討業務	2023年12月7日	神戸新交通㈱	1,037,000	ポータルライナー三宮駅については、新型コロナウイルス感染症の収束や神戸空港の国際化と発着便の拡大、PI(第2期)の土地利用の進展等から、以前の水準以上に利用者の増加が見込まれるため、都市局にて、ホーム東側拡張事業を予定している。また、駅周辺についても都心三宮再整備事業により、高質な空間形成が予定されている。 これらを受け、建設局が管理する駅の外装や内装についても美装化を実施し、更なる魅力向上に取り組む必要があるため、本業務では美装化計画にあたってのデザイン検討を実施する。業務実施にあたっては、都市局と調整を図り、駅舎全体のデザイン検討を行う。 美装化にあたっては、駅を供用しながらの施工となるため、列車の安全運行に対する支障の有無、駅利用者の安全性の確保について考慮して検討する必要がある。列車の安全運行および駅利用者の安全性の確保は、軌道事業者の責務であり、本業務を確実に実施するためには、軌道事業者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	道路工務課 (TEL078-322-6233)
長田楠日尾線電線共同溝整備工事に伴う引込・連携管工事	2023年12月11日	エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱	13,919,400	本市では緊急輸送道路における災害時等の道路の閉塞防止を目的に、電線共同溝の整備事業を推進している。本件は、長田楠日尾線における電線共同溝整備のうち、引込・連系管の一部の工事(以下、本工事という)を委託するものである。 ここで、引込管の施工において、道路区域内を道路管理者、民有地内を電線管理者が施工した場合、計画位置の誤差により管を接続する際に既設管の発掘の難航や施工の手直しが生じるといった課題がある。このような課題を解消し円滑に事業を推進するためには、道路区域内と民有地内を受託者が一体施工する必要がある。 また、連系管の施工において、将来的に電線管理者へ一部の管路を引継ぐことや既設電柱・樹への接続作業が含まれ、施工方法などについて将来管理者との綿密な調整を要することから、安全・円滑な管路の施工・引継ぎを行うためには、通信設備の保安・管理上、高度な専門知識・技術と通信遮断などを迅速に復旧する体制を受託者が保有している必要がある。 さらに、引込・連系管の多くは、通信用管路と電力用管路を同一掘削断面内に敷設する計画であることから、経済性・施工性の観点から通信用管路と電力用管路を一体施工することが合理的であり、通信用と電力用の両方の管路の施工実績を受託者が保有している必要がある。 上記の通り、道路区域内と民有地内の引込管の一体施工が可能な電線管理者であること、通信設備の保安・管理に関する高度な専門知識・技術・復旧体制を保有していること、通信用と電力用の両方の管路工事の受託実績と受託可能な体制を保有していることを踏まえ、本工事は特命随意契約により、エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱へ委託する。 なお、引込・連系管工事については、「無電柱化における設備工事等に関する協定書(令和3年5月10日付)」の第3章第11条に基づき西日本電信電話㈱およびエヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱、もしくは関西電力送配電㈱のいずれかに委託できることとしているが、本工事については関西電力送配電㈱から受託体制が整っていない旨の申し出があったため、本工事の受託者としてエヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱以外に適切な者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)	建設局道路工務課 (TEL078-322-5992) 西部建設事務所 安全推進係 (TEL078-742-2422)
月見山線周辺交通解析業務	2024年2月7日	パシフィックコンサルタンツ(株)神戸事務所	3,879,700	本業務では、昨年度の「神戸市における道路交通ネットワーク検討業務(令和5年3月)」において実施した、将来交通量推計に基づき、交通規制状況を加味した条件等新たに発生した推計条件における将来交通量推計を実施する等、検討の深度化を図るものである。 具体的には昨年度構築した交通量配分モデルをベースに、新たに発生した推計条件や道路ネットワークデータを反映し各種推計を行うものである。 そのためには、昨年度構築した交通量配分モデルの活用が必須となるが、このモデルは会社独自の技術やノウハウに基づき再現性の高いモデルを構築したものであり、他社が完全に再現することが困難である。 パシフィックコンサルタンツ(株)は、過年度業務の実績を有し、交通施策検討に関して幅広い知識と豊富な経験を蓄積していることから、当該業者が適切な業者であると考えられる。 また他の業者が業務を受託した場合、過年度業務の成果を基に配分モデルを類推し、再度構築しなければならないため、パシフィックコンサルタンツ(株)が受託した場合と比べて、経済的・時間的に悪化することとなる。 したがって、本業務を迅速かつ確実・経済的に遂行可能であるのは、当該業者以外には考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	道路工務課 (TEL078-322-6091)

東灘芦屋線電線共同溝整備他工事(その3)に伴う引込・連系管委託工事	2024年2月29日	エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱	87,509,400	<p>本市では緊急輸送道路における災害時等の道路の閉塞防止を目的に、電線共同溝の整備事業を推進している。本件は、神戸市無電柱化推進計画・第8期実施計画に位置付けている東灘芦屋線(深江南)における電線共同溝整備のうち、引込・連系管の一部の工事(以下、本工事という)を委託するものである。</p> <p>ここで、引込管の施工において、道路区域内を道路管理者、民有地内を電線管理者が施工した場合、計画位置の誤差により管を接続する際に既設管の発掘の難航や施工の手直しが生じるといった課題がある。このような課題を解消し円滑に事業を推進するためには、道路区域内と民有地内を受託者が一体施工する必要がある。</p> <p>また、連系管の施工において、既設樹を削孔し接続する作業が含まれるが、既設樹には電線管理者により供用中の通信ケーブルが敷設されており、万が一供用中のケーブル等を破損させると通信遮断などを生じさせる恐れがある。このような事態を防ぐためには、通信設備の保安・管理上、高度な専門知識・技術と通信遮断などを迅速に復旧する体制を受託者が保有している必要がある。</p> <p>さらに、引込・連系管の多くは、通信用管路と電力用管路を同一掘削断面内に敷設する計画であることから、経済性・施工性の観点から通信用管路と電力用管路を一体施工することが合理的であり、通信用と電力用の両方の管路の施工実績を受託者が保有している必要がある。</p> <p>なお、引込・連系管工事については、エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱および関西電力送配電とそれぞれ「無電柱化における設備工事等に関する協定書(令和3年5月10日付)」を締結しており、それに基づき工事を委託できることとしているが、本工事については関西電力送配電㈱から受託体制が整っていない旨の申し出があった。</p> <p>上記の通り、道路区域内と民有地内の引込管の一体施工が可能な電線管理者であること、通信設備の保安・管理に関する高度な専門知識・技術・復旧体制を保有していること、通信用と電力用の両方の管路工事の受託実績と受託可能な体制を保有していることを踏まえると、本工事の受託者としてエヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱以外に適切な者はいない。</p> <p>以上のことから、本工事は特命随意契約により、エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱へ委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)</p>	建設局道路工務課 (TEL078-322-5992) 建設局東部建設事務所 安全推進係 (TEL078-854-2195)
野田外浜線他1線電線共同溝整備工事その2に伴う引込・連系管委託工事	2024年2月29日	エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱	55,673,200	<p>本市では緊急輸送道路における災害時等の道路の閉塞防止を目的に、電線共同溝の整備事業を推進している。本件は、神戸市無電柱化推進計画・第8期実施計画に位置付けている東灘芦屋線(深江南)における電線共同溝整備のうち、引込・連系管の一部の工事(以下、本工事という)を委託するものである。</p> <p>ここで、引込管の施工において、道路区域内を道路管理者、民有地内を電線管理者が施工した場合、計画位置の誤差により管を接続する際に既設管の発掘の難航や施工の手直しが生じるといった課題がある。このような課題を解消し円滑に事業を推進するためには、道路区域内と民有地内を受託者が一体施工する必要がある。</p> <p>また、連系管の施工において、既設樹を削孔し接続する作業が含まれるが、既設樹には電線管理者により供用中の通信ケーブルが敷設されており、万が一供用中のケーブル等を破損させると通信遮断などを生じさせる恐れがある。このような事態を防ぐためには、通信設備の保安・管理上、高度な専門知識・技術と通信遮断などを迅速に復旧する体制を受託者が保有している必要がある。</p> <p>さらに、引込・連系管の多くは、通信用管路と電力用管路を同一掘削断面内に敷設する計画であることから、経済性・施工性の観点から通信用管路と電力用管路を一体施工することが合理的であり、通信用と電力用の両方の管路の施工実績を受託者が保有している必要がある。</p> <p>なお、引込・連系管工事については、エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱および関西電力送配電とそれぞれ「無電柱化における設備工事等に関する協定書(令和3年5月10日付)」を締結しており、それに基づき工事を委託できることとしているが、本工事については関西電力送配電㈱から受託体制が整っていない旨の申し出があった。</p> <p>上記の通り、道路区域内と民有地内の引込管の一体施工が可能な電線管理者であること、通信設備の保安・管理に関する高度な専門知識・技術・復旧体制を保有していること、通信用と電力用の両方の管路工事の受託実績と受託可能な体制を保有していることを踏まえると、本工事の受託者としてエヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱以外に適切な者はいない。</p> <p>以上のことから、本工事は特命随意契約により、エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱へ委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	建設局道路工務課 (TEL078-322-5992) 西部建設事務所 安全推進係 (TEL078-742-2422)
東灘芦屋線電線共同溝整備他工事(その3)に伴う引込・連系管委託工事	2024年2月29日	エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱	87,509,400	<p>本市では緊急輸送道路における災害時等の道路の閉塞防止を目的に、電線共同溝の整備事業を推進している。本件は、神戸市無電柱化推進計画・第8期実施計画に位置付けている東灘芦屋線(深江南)における電線共同溝整備のうち、引込・連系管の一部の工事(以下、本工事という)を委託するものである。</p> <p>ここで、引込管の施工において、道路区域内を道路管理者、民有地内を電線管理者が施工した場合、計画位置の誤差により管を接続する際に既設管の発掘の難航や施工の手直しが生じるといった課題がある。このような課題を解消し円滑に事業を推進するためには、道路区域内と民有地内を受託者が一体施工する必要がある。</p> <p>また、連系管の施工において、既設樹を削孔し接続する作業が含まれるが、既設樹には電線管理者により供用中の通信ケーブルが敷設されており、万が一供用中のケーブル等を破損させると通信遮断などを生じさせる恐れがある。このような事態を防ぐためには、通信設備の保安・管理上、高度な専門知識・技術と通信遮断などを迅速に復旧する体制を受託者が保有している必要がある。</p> <p>さらに、引込・連系管の多くは、通信用管路と電力用管路を同一掘削断面内に敷設する計画であることから、経済性・施工性の観点から通信用管路と電力用管路を一体施工することが合理的であり、通信用と電力用の両方の管路の施工実績を受託者が保有している必要がある。</p> <p>なお、引込・連系管工事については、エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱および関西電力送配電とそれぞれ「無電柱化における設備工事等に関する協定書(令和3年5月10日付)」を締結しており、それに基づき工事を委託できることとしているが、本工事については関西電力送配電㈱から受託体制が整っていない旨の申し出があった。</p> <p>上記の通り、道路区域内と民有地内の引込管の一体施工が可能な電線管理者であること、通信設備の保安・管理に関する高度な専門知識・技術・復旧体制を保有していること、通信用と電力用の両方の管路工事の受託実績と受託可能な体制を保有していることを踏まえると、本工事の受託者としてエヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱以外に適切な者はいない。</p> <p>以上のことから、本工事は特命随意契約により、エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱へ委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	建設局道路工務課 (TEL078-322-5992) 建設局東部建設事務所 安全推進係 (TEL078-854-2195)
野田外浜線他1線電線共同溝整備工事その2に伴う引込・連系管委託工事	2024年2月29日	エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱	55,673,200	<p>本市では緊急輸送道路における災害時等の道路の閉塞防止を目的に、電線共同溝の整備事業を推進している。本件は、野田外浜線及び西出高松前池線における電線共同溝整備のうち、引込・連系管の一部の工事(以下、本工事という)を委託するものである。</p> <p>ここで、引込管の施工において、道路区域内を道路管理者、民有地内を電線管理者が施工した場合、計画位置の誤差により管を接続する際に既設管の発掘の難航や施工の手直しが生じるといった課題がある。このような課題を解消し円滑に事業を推進するためには、道路区域内と民有地内を受託者が一体施工する必要がある。</p> <p>また、連系管の施工において、将来的に電線管理者へ一部の管路を引継ぐことや既設電柱・樹への接続作業が含まれ、施工方法などについて将来管理者との綿密な調整を要することから、安全・円滑な管路の施工・引継ぎを行うためには、通信設備の保安・管理上、高度な専門知識・技術と通信遮断などを迅速に復旧する体制を受託者が保有している必要がある。</p> <p>さらに、引込・連系管の多くは、通信用管路と電力用管路を同一掘削断面内に敷設する計画であることから、経済性・施工性の観点から通信用管路と電力用管路を一体施工することが合理的であり、通信用と電力用の両方の管路の施工実績を受託者が保有している必要がある。</p> <p>なお、引込・連系管工事については、「無電柱化における設備工事等に関する協定書(令和3年5月10日付)」の第3章第11条に基づき西日本電信電話㈱およびエヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱、もしくは関西電力送配電㈱のいずれかに委託できることとしているが、本工事については関西電力送配電㈱から受託体制が整っていない旨の申し出があった。</p> <p>上記の通り、道路区域内と民有地内の引込管の一体施工が可能な電線管理者であること、通信設備の保安・管理に関する高度な専門知識・技術・復旧体制を保有していること、通信用と電力用の両方の管路工事の受託実績と受託可能な体制を保有していることを踏まえ、本工事の受託者はエヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)</p>	建設局道路工務課 (TEL078-322-5992) 西部建設事務所 安全推進係 (TEL078-742-2422)
東海道本線摂津本山・住吉間六甲ライナー耐震補強他工事	2024年3月25日	西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部	1,509,419,000	<p>本工事は、神戸新交通六甲アイランド線のうち、西日本旅客鉄道㈱の軌道を跨ぐ住吉高架橋(上り)、(下り)、(上下線)において、地震時の対策として耐震補強工事を実施するものである。また、鋼部材の塗装劣化による腐食が見られる桁の塗装塗り替え工事や剥落防止のための壁高欄補修工事等も、本工事に併せて実施する。</p> <p>本工事では、西日本旅客鉄道㈱の軌道内において作業を実施する必要がある。軌道内での列車の安全運行の確保は、鉄道事業者の責務であり、本業務を安全かつ確実に実施するためには、鉄道事業者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。</p> <p>よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	道路工務課 (TEL078-322-6233)

JR灘駅南側広場上屋木質化工事実施設計業務	2024年2月13日	E-DESIGN・畑友洋建築設計事務所・モビリティデザイン工房設計共同	4,400,000	上屋の木質化にあたっては、整備する上屋の安全性を確保したうえで、駅前広場の景観にも配慮した設えとする必要がある。当該事業者は灘駅南側広場再整備の設計者であることから、本整備のコンセプトである「灘の森テラス」を熟知しており、このコンセプトに合致した上屋の木質化を提案することができる。上屋の構造も熟知しており、構造計算及び構造計算に必要な諸条件について一定の整理ができていることから経済性の面でも有利である。また、将来の維持管理も含め、安全性を考慮した材料や工法を提案することができる。さらに、灘駅南側広場の現場条件を熟知しており、最も安全かつ迅速な施工手順を提案することができる。以上の理由により、本業務を履行するにあたり、当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	駅前魅力創造課 (TEL078-322-6980)
西神中央駅西側駅前広場再整備工事(公共用歩廊)実施設計業務	2024年3月25日	黒黒田設計事務所	5,962,000	公共用歩廊の上屋はバス上屋から連続して整備するものであるため、計画にあたっては施工手順等も考慮しつつ、駅前広場の景観とも統一感のある設えとする必要がある。当該事業者は西神中央駅前バスターミナル上屋建替工事設計業務の設計者であることから、本整備の設計内容を熟知しており、最も効率的に設計業務を行うことができる。以上の理由により、本業務を履行するにあたり、当該業者が最も適切だと考えられる。よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	駅前魅力創造課 (TEL078-322-6980)
下水道使用料 調定・収納システム改修業務(e-KOBE導入に伴う改修)	2023年10月1日	楠南大阪電子計算センター	1,265,000	「下水道使用料調定・収納システム」は楠南大阪電子計算センター(以下「MCC」という。)が開発したパッケージソフトをベースに本市の下水道使用料事務の専門性、特殊性の機能を付加することにより構築されており、現在当該業者へ保守業務委託中である。 プログラムの著作権をMCCが所有しており、無許可で別業者が改修を行うことができない。また、技術的な面からも他社がMCC開発のシステムに対して、システム改修対応や動作検証を完了することができない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	建設局下水道部経営管理課 (TEL078-806-8709)
深江浜東水管橋設計業務	2023年12月7日	榑昭和設計	8,844,000	本業務は、劣化が散見される深江浜東水管橋について、老朽化及び地震対策を実施するため、基本設計の再検討及び詳細設計・測量を行うものである。 過年度に行った「深江浜東水管橋実施(基本・詳細)設計業務」により基本検討を行っていたが、大阪湾流域別下水道整備総合計画の見直しに併せて、深江大橋ポンプ場における全体計画汚水量の見直しが行われたことから、基本設計の再検討が必要となり、詳細設計の内容を変更する必要性が生じたため、本業務を実施する。 榑昭和設計は、「深江浜東水管橋実施(基本・詳細)設計業務」に加えて、「神戸市公共下水道事業計画変更業務」を受注しており、その業務の中で、本業務において必要となる全体計画汚水量及び深江大橋ポンプ場の適切なポンプ能力や台数についての検討を行っているため、本業務に必要な前提条件、設計方針について十分理解している。そのため、本業務と上記業務を同一業者に統一して業務を進めることで、現地調査及び設計に係る時間及び費用を最小限に抑えて履行が可能である。また、下水道事業に精通しており、本事業について熟知しているため、業務の確実な履行が可能となる。 以上の理由により、当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に該当)	下水道部管路課 (TEL078-806-8759)
東遊園地管理・にぎわい創出事業の運営業務	2023年10月1日	一般社団法人リパブリシティイニシアティブ	999,350	本業務は、東遊園地においてにぎわい創出事業を管理・運営するとともに、今後の東遊園地の園地管理・運営に活かすため、試行的に東遊園地を管理・運営するものである。委託期間中の課題事項を関係者と共有し、報告書としてまとめ、より良い管理・運営方法を提言することを目的としている。 当該委託事業者は、P-PFI事業である「東遊園地にぎわい拠点施設運営事業」の認定計画提出者の構成団体であり、公衆対象公園施設の管理及び特定公園施設・園地の活用、利便増進施設の管理を行っている。 本業務は東遊園地の園地管理・運営を行うとともに、現状の施設を運営するにあたっての問題点・活用の課題などを明確化することを目的としている。そのため、認定計画提出者として、各施設の管理・活用を行っている当該事業者が業務を担うことで、東遊園地を一体的に効果的・効率的な運営を実施することができ、本業務に求められる管理・運営課題の抽出を適切に実施することができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局公園部魅力創造課 (TEL078-595-6453)
摩耶ケーブル法面対策調査及び工事業務	2023年10月16日	榑こうべ未来都市機構	69,631,100	本業務は、対象箇所が摩耶ケーブルの軌道に直接面する急傾斜地である上、アプローチも同ケーブル軌道しか存在しない。また、同ケーブルを通常運行しながら工事する必要があることから、専門的な技術を要求されるとともに、ケーブル営業との密接な連携と調整が必要となる。 榑こうべ未来都市機構は、商業環境・ビジネス空間の提供及び交通インフラの運営などを主要事業としていることに加え、同ケーブルの運行も担っている。このため、同機構は、本業務に関する専門的な知識と技術を十分に備えているとともに、業務の迅速かつ確実な履行のためには同機構に委託することが最適であり、かつ、それ以外に適切な者は考えられない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局公園部魅力創造課 (TEL078-595-6453)
マウンテンバイク活用に向けたコース等検討業務	2023年12月1日	榑Drop in	3,146,000	本業務は、「登山プロジェクト」の拡充展開として、都心部からほど近くに六甲山系や帝釈丹生山系等を有する神戸の強みを生かす、マウンテンバイク(以下「MTB」という)を活用した新たな魅力創出および来街者数向上を図るため、活用に適した土地について、実地調査やコース検討、運営体制の検討を踏まえた全体計画の策定を行うことを目的とする。 当該事業者は、神戸市内を拠点とし、MTBの普及、コースの作成・造営・運営、MTB利用による健康増進に関する企画・運営・実施等を目的に、MTB愛好家らにより一般社団法人として設立された。2022年には兵庫県養父市にて、MTBトレイルを市の協力のもと整備・運営しており、この整備では、自らが発案者となり養父市の自然を活かした新たなニューターリズムを創出し、鳥獣対策や森林涵養、林道の維持・管理等の有効性も示され、地域復興と地域貢献に寄与している。 また、2023年には㈱化し、自転車事業のコンサルティングも含めた事業拡大を行っている。 このように、ルート作成から整備、運営までの一連を担うノウハウや体制を有し、かつルート検討における市内のフィールドを熟知し、愛好家による人的ネットワークを活かした見地をもって本業務を推進できるのは当該業者以外には考えられない。 よって、当該事業者と特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局公園部魅力創造課 (TEL078-595-6453)
本多聞南公園壁打用テニスコート改修業務	2024年2月21日	(公財)神戸市公園緑化協会	5,500,000	本業務の改修箇所は本多聞南公園テニスコートの奥に位置する場所であり、アプローチするにはテニスコートを業者が横切らなければならず、テニスコートの利用を一時的に止めて物資を搬入するなど、一般利用やテニススクール事業者との利用調整が必要である。 本公園のテニスコートの利用調整業務は(公財)神戸市公園緑化協会委託しており、利用調整を行いながら工事を実施するには、運動施設の管理についてノウハウを有している同協会に委託することが最適であり、業務を迅速かつ確実に履行するには、それ以外に適切な者は考えられない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局公園部魅力創造課 (TEL078-595-6453)
税関線水路施設詳細設計業務	2023年10月19日	榑日建設	10,054,000	本業務は、税関線内の工事であり、税関線景観デザインコードや東遊園地設計との整合を図りながら、高質な空間づくりが必要となる。そのため、再整備にあたっては高水準の技術や豊富な経験知識を持った事業者が求められる。また、近接する地下駐車場エレベーター設置工事と施工調整のうえ、令和5年度中の完成を予定しており、詳細設計の工期を短期間に設定する必要があるため、税関線のデザインに関して熟知している必要がある。榑日建設は、都市局が主導する税関線等のデザイン検討において、過年度に実施されたプロポーザルで選定された事業者であり、履行結果も良好で税関線等のデザインの意図や思想等を十分に把握している。また、令和4年度の税関線デザイン検討業務では、東遊園地再整備工事の設計業者と連携しながら、水景施設のデザイン検討も深度化し、設計の互条件を整理したうえで、基本設計をまとめた。そして、プロポーザル業者である当該業者がデザイン監修を随意契約できる仕様となっており、税関線の水路設計においてもデザイン監修を行う予定である。以上のことから、本業務は今までの検討成果と一体性が求められるものであり、当該業者が最も効率的かつ効果的に業務を遂行することができる。また、監修業務を実施する当該業者が詳細設計も含め実施する方が分離発注するよりも経済的である。そのため、当該業者以外に適切なものは考えられない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6472)

<p>磯上公園修景施設整備業務</p>	<p>2024年1月17日</p>	<p>(一社)神戸市造園協会</p>	<p>49,999,400</p>	<p>磯上公園再整備は、「都心におけるみどりの癒し空間創出」をテーマに掲げ、植栽空間を中心とした整備を行う計画であり、植栽整備にあたっては、JR三ノ宮駅南側で開催されたイベント「サンノミヤヒーリングガーデン」(R5.3.18～4.9)で培われた造園技術や知識、材料を活かしたヒーリングガーデン(植栽と水景による癒しのエリア)の整備を重要なコンセプトとしている。</p> <p>また、山の樹木の移植については、木陰を確保できるよう適切な樹木の選定と切り詰め剪定の方法、移植後の対策(施肥や灌水、剪定)を確実にする必要があり、非常に高い造園技術が求められる。</p> <p>本業務は、「ヒーリングガーデン」の概念を取り入れ、そのコンセプトを汲み取った意匠(デザイン)が必要となる業務である。</p> <p>また、本業務の適正な履行には、</p> <p>①多くの種類の樹木の植栽、景石を用いた石組みなど、造園・修景技術</p> <p>②六甲山中の成長した樹木を公園内に短期間で移植するなど、樹木移植に関する技術</p> <p>③公園整備後や樹木移植後の健全な管理を見据えた作業が強く求められる。</p> <p>そのため、これら多岐にわたる高度な造園技術を適切にマネジメントしながら、一体的に遂行することが不可欠な業務となっている。</p> <p>当該業者は、様々な専門技術を有する約40社の造園業者で構成されており、単独の造園業者では設計・施工・管理が困難な複雑で多岐にわたる分野で難易度の高い造園業務を遂行できる団体である。</p> <p>さらに、「サンノミヤヒーリングガーデン」の受注者であるため、ヒーリングガーデン作庭に関する監修者の指導を受けていることから、本業務の目的を実現する唯一の業者である。</p> <p>よって、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>建設局公園部整備課 (TEL078-595-6472)</p>
<p>国道428号(箕谷北工区)分筆登記業務(その5)</p>	<p>2024年2月7日</p>	<p>公共社団法人兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会</p>	<p>2,368,300</p>	<p>本業務は分筆登記等を行う必要があり、測量業務に加え関係地権者や法務局登記官との協議を円滑に行わなければならないため、主に用地処理に関する高度な専門的知識と調整能力、豊富な経験が必要とされる。そのため、本業務はこれらの専門家である土地家屋調査士が多く在籍し、組織的に一貫して処理できる業者に委託する必要がある。</p> <p>このたび契約しようとする業者は、土地家屋調査士法第63条に基づき法務大臣の許可により設立された公益社団法人である。その設立趣旨・目的は、当該業者の社員である土地家屋調査士が、その専門能力に結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することである。</p> <p>当該業者については、高度な専門的知識を有する土地家屋調査士が多く在籍しており、これまで地図訂正等の専門性が高い業務をも迅速かつ適切に処理し、良好な実績を有していることから、本業務においても確実に円滑な業務の遂行が期待できる。</p> <p>また、本業務は、過年度に実施した「国道428号(箕谷北工区)用地測量業務(その2)」、「同業務(その3)」と一連のものであるが、当該業者はそれら業務を受託しており、本業務にも精通していることから、効率的な業務遂行が期待できる。</p> <p>以上により、本業務の確実に円滑な遂行のためには当該業者以外に適切な業者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>北建設事務所 (TEL078-981-5191)</p>
<p>R5年度夢野白川線雪寒対策緊急時出勤業務</p>	<p>2024年2月14日</p>	<p>京阪神道路サービス㈱</p>	<p>単価契約 夜間待機 : 2700円/時間・人 夜間出勤 : 3100円/時間・人 夜間超勤費 : 3400円/時間・人 散水車出勤 : 5900円/時間</p>	<p>本業務は、市道夢野白川線における雪寒対策として塩水の散布を実施し、道路交通の安全確保を図るものである。市道夢野白川線は、神戸市道路公社(以下、「公社」とする)が管理する山麓バイパスと接続しており、雪寒時における早急・確実な通行車両の安全性確保には、山麓バイパスと夢野白川線の一体的な管理が、有効であると考えられる。</p> <p>当該業者は、公社から山麓バイパスの雪寒対策を含む有料道路維持管理業務を受注しており、当該業者に委託することにより上記に示した一体的な管理や対策実施が可能となる。</p> <p>なお、今回の契約に用いる単価は公社の契約単価と同じであり、妥当な金額である。</p> <p>よって、当該業者に特命随意契約を締結するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>建設局西部建設事務所 (TEL078-742-2424)</p>
<p>第二大門橋架替検討詳細設計業務</p>	<p>2023年10月20日</p>	<p>阪神測建㈱</p>	<p>8,980,400</p>	<p>本業務は、第二大門橋の更新にあたり、補修・架替を比較検討するものである。令和4年度に、当該橋梁の補修・架替検討業務を指名競争入札により、発注した。その結果、今回随意契約先として付議している阪神測建㈱が落札した。令和4年度の業務では、第二大門橋の主桁端部に確認されたひび割れの原因調査のため、現地踏査、各種資料収集・整理、損傷状況把握などを行った。</p> <p>また、昨年度業務において、測量及び地質調査・解析を行う予定であったが、関係機関協議が難航したため、架替・補修の検討業務は今年度に行うこととした。</p> <p>この事情を踏まえ、当該業者は、本橋梁の条件①(既設橋梁が2度の拡幅により、3種類の橋梁形式が連結されている複雑な構造である。②当該橋梁と教育委員会の橋梁が近接しており、施工において仮設工法を踏まえた架け替えを想定し検討しなければならない。③それら橋梁のGL以下の状態を試掘確認する際に現場に臨場しており、現地状況を十分理解している。④その他、橋梁本体が構造上、応力を直に受け、劣化が進むメカニズム等を把握しなければならない。)を熟知している。また、令和4年度の業務と業者を分けた場合には、試掘部分は既に道路として供用されているため、不可視部分等を写真データでしか把握できないまま検討することとなる。これらの理由から、令和4年度業務から継続性があることや、新たに入札に付すよりも工期短縮及び経費の節減が期待できることにより、当該業者以外に適切なものは考えられない。</p> <p>よって、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>建設局垂水建設事務所 (TEL078-707-0236)</p>